

平成24年6月1日

事業者各位

鹿児島県自動車整備振興会

「車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可」研修会の開催について

車積載車による道路上の故障車等の排除業務は、警察・道路管理者・JAF等から要請を受けた指定工場が保有する車積載車が対象でしたが、昨年9月以降は、対象事業者を拡大し有償運送許可を受けることにより、自家用車であっても有償搬送すること（事故車等の排除業務のみ）が可能となりました。許可を受けるためには国土交通省が指定した団体が実施する研修・指導を受けることと、車積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者1名につき5,000万円以上の損害賠償責任保険（任意保険等）を締結していることが必要となります。

なお、同一事業者で複数事業場がある場合は、1事業者1名の受講で、複数の事業場の車積載車を行うことができます。但し、研修内容について社内教育を行ってください。

また、振興会主催の研修会は、この2回のみで、日程に新規、継続の区別はありません。申請を検討されている事業者はどちらかの研修を受講してください。

記

1. 開催日・開催場所・定員

	開催日	開催場所	定員
1回目	平成24年8月25日（土）	鹿児島県自動車整備振興会	100名
2回目	平成24年9月29日（土）		100名

受付時間 9:30~9:55 研修時間 10:00~16:00 時間厳守でお願いします。

※ 昼食は各自ご持参下さい。

2. 受講料 会員 5,000円（当日ご持参下さい。）

3. 受講申込み方法

平成24年7月17日（火）までに別紙によりFAXにて（先着順）

4. 有償運送許可申請に伴う条件

- （1）車両積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者1名につき、5,000万円以上を限度額としててん補することを内容とした、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約を締結していること。
- （2）事業者団体に所属している者からの有償運送許可申請は、当該車両積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局毎に事業団体が一括して運輸支局に提出すること。
- （3）有償運送許可の有効期限は、許可日から1年間とし毎年研修を受けること。
- （4）許可日は平成24年11月1日の予定。

問合せ先 事業部 業務課
電話 099-261-8516
FAX 099-262-2228

事業部業務課 行 (FAX: 099-262-2228)

「車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可」研修会申込書

全て記入してください。

受講希望日 (〇印をつけて下さい)	8月25日(土) ・ 9月29日(土)
事業者名	(認証番号7-)
住所	
電話	() -
FAX	() -
代表者名	
参加者名	
車の塗色 (〇印をつけて下さい)	白 ・ 青 ・ 赤 ・ 黄 ・ 銀 ・ その他(色)
積載車に載せる台数(通常は1台) (〇印をつけて下さい)	1台 ・ 2台 ・ 3台 ・ その他(台)

※複数台申請の場合は、任意の様式でかまいません。
(車両別の塗色・積載台数がわかるように)

※ **申込書**と一緒に**車検証** と **任意保険(共済)証書**の計3点を**FAX**してください。

(参考)

自家用自動車による有償運送許可を必要としない例

- ・ 整備事業者が自己の整備工場に故障車両を持ち込んで修理を行う場合
- ・ 積載装置がないレッカー車による事故車等の移動の場合
- ・ 災害のため緊急を要する場合

(当日持参するもの)

受講料
印鑑

自動車の使用者名が

法人の場合は**法人**の「認印」

個人の場合は**代表者**の「認印」

※ 当日印鑑の持参が難しい場合は、必ず業務課にご連絡ください。
ご連絡がないときは、個別申請となります。

振興会 確認欄		
申込書	車検証	証券